

今号の注目記事 銀行交渉の5つのポイント 資金調達額14億円 2面
飲食に強い専門家組織 全国エリアパートナー発足 ㈱コロンブスの卵 3面
研修の成果を新規開拓営業で発揮 職員の営業力強化 清田会計事務所 4面

社名変更のお知らせ

株式会社シリエス総研は、7月1日より株式会社アックスコンサルティングに社名が変わります。アックスコンサルティングの「ACCS」とは会計事務所とその関与先企業のビジネスの成功をお手伝いするという意味です。

税理士補佐人が日本の裁判制度を変革する!?

昨年4月の税理士法改正によって誕生した税理士補佐人制度。この制度創設後、実際に補佐人として法廷に立って経験を積もうとする税理士が増えてきた。現在、大阪高裁で争われている相続税の連帯納付制度をめぐる行政訴訟には、50人を超える税理士が参加しているが、ここで問われているのは「法廷のプロではない」税理士の存在価値だ。この訴訟に参加する税理士らの取材を通して、補佐人制度の意味を問う。

異議申し立て段階から一貫して「憲法違反」を主張

大阪高裁を舞台に繰り広げられている相続税の連帯納付制度をめぐる訴訟が注目されている。この裁判には50人を超える税理士が補佐人として、また熱意を持った傍聴人として参加。これほどの税理士が参加する訴訟は過去に例がなく、税理士の間のみならず多方面の関心を集めている。

注目の第1回口頭弁論は去る5月8日に開催された。最近の高裁では1回の口頭弁論で結審することも多いため、この裁判の行方も懸念されたが、今回は7月17日と指定され、引続き審理がなされることになった。

この裁判の最大の特徴であり、同時に争点になるのは、控訴人側が異議申し立ての段階から一貫して「憲法違反」を基軸として主張している点だ。

「確かに相続税法の規定だけを読むと納得できるように書いてあります。しかし、視点を一つ上げて憲法から



見ていくと、下位の相続税法の条文の中にはおかしいものが出てきます。われわれは憲法13条、29条1項違反を主張しています」

こう語るのはこの裁判の補佐人として中心的な役割を担っている坂龍雄税理士。坂税理士らは、従前法律レベルだけで問題点を洗い出していたのを改めて、憲法論議を持ち出すことによって、まともにぶつかっては決して勝てぬこの訴訟を打開しようと試みている。

相続税の連帯納付制度は廃止すべし

実際、相法第34条第1項の連帯納付義務については次のような最高裁判決がある。

「相続税法34条(連帯納付義務)1項は、相続人又は受

税理士よ、法廷に立て!

50人を超える税理士が一訴訟に集結

遺者が2人以上ある場合に、各相続人等に対し、自らが負担すべき固有の相続税の納税義務のほかに、他の相続人等の固有の相続税の納税義務について、当該相続又は遺贈により受けた利益の価額に相当する金額を限度として、連帯納付義務を負担させている。その義務履行の前提条件をなす連帯納付義務の確定は、各相続人等の固有の相続税の納税義務の確定という事実と照応して、法律上当然に生ずるものであるから、連帯納付義務につき格別の確定手続を要するものではないと解するのが相当である。それ故、相続人等の固有の相続税の納税義務が確定すれば、国税の徴収にあたる所轄庁は、連帯納付義務者に対して徴収手続を行うことが許されるものといわなければならない」(S55.7.1最高裁判所第三小法廷判決(昭和53年(行ツ)第86号))

こうしたことから控訴人側では、当初の異議申し立て段階から憲法によって相続税法のこの規定そのものの存在を打ち崩す作戦に出たわけだ。今まで連帯納付義務については法律の範囲でしか争ってこなかったし、税法学者の人達もその存在に何らの疑問も提起してこなかった(坂氏)だけに、これは画期的なことといえる。

前述したようにこの裁判には50人を超える税理士が参加している。すでに一審段階でも30人もの有志の税理士の協力を得ていたというが、5月8日の大阪高裁での第1回の口頭弁論には、このうち10人が補佐人として法廷に立った。補佐人の数の制限はないが、「法廷に入る人数は物理的に制限される」(坂氏)ことから、他の税理士は傍聴席からエールを送ることになったという。

いずれにしてもこれほどの税理士が裁判に参加することは過去に例がなく、それだけにこの裁判の行方が注目されるわけだ。とはいえず、その見通しは決して楽観できる状況にはない。

それというのも控訴人側が求めているのが正面からの憲法判断を軸としているからだ。「最高裁ですらなかなかすることのない憲法判断を下級審が果たして行なうか」(坂氏)というわけだ。

現にこれまでの裁判でも国側は憲法論議にまったく乗ってこず、議論は

まったくかみ合っていないという。また「裁判長は控訴人に対し、法律上の主張をするように促すことがあっても、控訴人側の憲法上の主張に対し国側に反論を促すことはまったくない」と坂氏はいう。

一般人の目線で裁判の仕組みに問題提起

そして、こうした憲法判断を極力回避しようとする現行の裁判制度の問題点を問うことも、この裁判の関係者のねらいのひとつになっている。これまではいわば「法廷のプロ＝法曹界」によってのみ裁判は運営されてきた。そこに補佐人という形で「法廷のプロではない」税理士が入ることによって、弁護士ではなくし得ない主張をしていくことで悪い慣行が横行して改善をなし得ない状況の裁判制度そのものに風穴を開けたいというわけだ。

「弁護士では立場上いえないことを意見書に書く、あるいは法廷で主張する。例えば、裁判所に対して訴訟の仕方がおかしいと税理士は一般人としての目線からいえます。まず法廷のおかしいところを是正する。弁護士以外の人間が法廷に立つ、実際上の意義はここにあります」(坂氏)

税理士会などでの補佐人の研修は裁判の手続などの技術研修が中心になっている。しかし、「これは本道でない。実務に長けた弁護士の指導と助言の下で実務研修を経たうえで初めて法廷に立つのが本道といえる」というのが今回の裁判で補佐人を務めた税理士たちの実感だ。

税理士の補佐人としての役割は専門家としての知識や技術を使用する以前に、現状の裁判制度、法廷の運営の仕方は是正にある。

この裁判で国側は今のところ憲法上の主張をする予定はないとしている。しかし、控訴人側としては裁判所に憲法判断を迫るために、これまでの法廷では行われていなかった戦術も考えているという。これもまた裁判、法廷という法曹界の悪しき慣行を崩していく活動になる。

次回、7月17日の法廷で控訴人側がどのような戦法を繰り広げていくのか、そして、それに対し裁判所がどう対応していくのか、裁判そのものの結末と同時に注目されるどころだ。

クライアントの立場で

寺西雅行税理士がビジネス会計人クラブで講演



5月15日東京・市ヶ谷の私学会館にてビジネス会計人クラブの定例会が開催された。当日の講師は、寺西雅行税理士で「脱行政士から税務司法士へ」と題して自身の体験をふまえた「税理士の裁判へのかかわり方」を2時間にわたって講演した。

講演では法廷補佐人として実際に法廷に立つまでの体験をもとに、税理士がもっと積極的に法廷

に立つべきだという持論を展開した。寺西氏は現在の裁判所を取り巻く状況について、いくつかの判例をもとに納税者＝国民の不利益につながりかねない「危険な兆候」があるとした上で、税理士の立場としていかにして憲法が予定している租税正義を守ればいいのかという視点から出廷陳述権を行使する手法について事例をもとに解説した。

寺西氏は補佐人制度について、法律家としての税理士の立場で法廷に立つのではなく、あくまでも一国民としての視点を持ちながら、またその視線は税務署ではなくその上に位置する国税庁、あるいは裁判所を含め

た「霞ヶ関」に向けなければいけないと説明した。

また、大阪で相続税の連帯納付制度が憲法違反であると訴えたい行政訴訟で、50人を超える税理士が原告側の訴訟補佐人として裁判に参加することになった事例を挙げて、「東京の税理士の先生方も積極的に税務訴訟に参加して欲しい」と呼びかけた。